

各報道機関 様

次のとおり資料提供しますのでよろしくお願ひします。

行 事 等	北海道動物愛護推進員の募集について
日 時	
場 所	
内 容	<p>道では、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、飼養動物の飼い主責務の普及啓発や飼育モラルの向上を図るための施策にご協力いただくボランティアとして「北海道動物愛護推進員」を委嘱しており、本年度は次のとおり募集します。（隔年募集のため、来年度の募集予定はありません。）</p> <p>○応募要件 道内（札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く）在住の18歳以上の方で、動物愛護と適正飼養の推進に熱意と識見を有し、地域における動物愛護行政の推進に協力する意欲のある方。 （資格や経験は問いません。）</p> <p>○募集人数 170名（空知管内で15名）</p> <p>○委嘱期間 委嘱日（平成29年11月頃予定）から平成31年10月末まで</p> <p>○応募方法 応募書に必要事項を記載の上、空知総合振興局保健環境部環境生活課まで提出してください（郵送、FAX可）。応募書は下記お問い合わせ先にご連絡いただくか、空知総合振興局環境生活課のホームページからダウンロード出来ます。 <a href="http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/index.htm">http://www.sorachi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/index.htm</a></p> <p>○応募締切り 平成29年9月29日（金）まで（必着）</p> <p>○選考結果 選考の結果は、応募者全員にお知らせします。</p> <p>○問い合わせ先 北海道空知総合振興局保健環境部環境生活課主査（動物管理） TEL 0126-20-0045</p>
参 考 （経緯など）	<p>札幌市、旭川市、函館市については、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、各市が独自に動物愛護推進員を委嘱することとされており、対象外となります。</p> <p>また、石狩市においては道の委嘱事務を権限移譲しているため、対象外となります。</p>
取材（報道）に あたってのお願い	<p>広く道民へのPRをお願いします。</p> <p>なお、道庁生物多様性保全課及び各（総合）振興局においても、同日資料配付を行います。</p>
担 当	空知総合振興局環境生活課 主査（動物管理）幸坂（電話 0126-20-0045）

# 北海道動物愛護推進員を募集します

(平成29年度北海道動物愛護推進員募集要項)

## 動物愛護推進員とは

北海道では、道内(※札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。)における動物の愛護と管理を推進するため、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護法」という。)第38条の規定に基づく動物愛護推進員を募集します。この動物愛護推進員は、ボランティアとして犬、猫等の動物の愛護や正しい飼い方について、道民の理解を深めるための活動を担ってもらうことを目的として設置しているものです。

このような趣旨をご理解いただき、動物愛護の推進に熱意があり、道の施策にご協力いただける方を広く募集します。(なお、ボランティアとして活動いただくため、謝金等は支給されません。)

※動物愛護推進員は、動物愛護法により都道府県知事、指定都市及び中核市の長が委嘱することができることとされているため、札幌市、旭川市及び函館市の方は、対象外となります。また、石狩市においては委嘱の事務を委譲しているため、対象外となります。

### 〈主な活動内容〉

- ① 地域における犬、猫等の動物の愛護及び適正な飼養に関する普及啓発
- ② 道及び市町村が開催する動物愛護週間行事等への協力
- ③ 道又は市町村が行う動物の譲渡事業における新しい飼い主探しへの支援協力
- ④ 総合振興局(振興局)が開催する会議・研修会への出席と活動報告

## 募集内容・応募要件など

### 1 募集内容

(1) 次の3区分で、全道で170名を各総合振興局・振興局単位で募集します。

- ① 一般の方(資格、経験は問いません。)
- ② 犬、猫等の動物に関する資格を有する方又は犬、猫等の動物に直接かかわる仕事をされている方
  - ・資格は、犬、猫等の動物の愛護及び適正飼養等に関する知識の修得が必要となる獣医師、愛玩動物飼養管理士、ドッグトレーナー等で、種類は問いません。
  - ・犬、猫等の動物に直接かかわる仕事には、ペット用品のみを取り扱う仕事は含みません。

③ 市町村から紹介を受けた方

(2) 区分ごとに募集しますが、委嘱後は募集区分による区別はありません。

(3) 任期は、委嘱の日(平成29年11月中を予定)から平成31年10月末までの約2年間となります。

### 2 応募要件 (次の要件をすべて満たす方が対象となります。)

- ① 北海道内(札幌市、旭川市、函館市及び石狩市を除く。)に居住し、18歳以上の方
- ② 動物の愛護と適正な飼養の普及啓発に熱意と識見を有し、動物愛護行政に協力する意欲のある方
- ③ 動物愛護法、狂犬病予防法、北海道動物の愛護及び管理に関する条例及び市町村の動物関係条例の規定を遵守している方

## 応募方法等

1 応募方法 裏面応募用紙(添付省略)に必要事項をご記入の上、最寄りの総合振興局(振興局)保健環境部環境生活課あてに提出してください。(郵送・FAXも可)

(公社)北海道獣医師会及び(公社)日本愛玩動物協会北海道支所の会員は応募用紙を各所属会の事務局に提出することができます。

2 選考結果 各総合振興局(振興局)の選考委員会で選考を行い、結果を応募者全員にお知らせします。選考された方には、委嘱の承諾書を提出していただき、各総合振興局(振興局)が行う1日間の研修会に参加していただいた後に、「北海道動物愛護推進員の証」を交付します。

## 応募締切・応募先

1 応募締切 平成29年9月30日(土)必着

2 応募先・問合せ先 各総合振興局(振興局)保健環境部環境生活課

※ 制度の詳細は、北海道環境生活部環境局生物多様性保全課のホームページでも提供しています。

(URL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/>)

# 北海道動物愛護推進員制度のイメージ

## 1 動物愛護管理法や条例による飼い主の責務

動物の健康と安全の保持

人への迷惑防止

終生飼養

飼い主明示

動物由来感染症の予防

不妊・去勢措置の実施による無計画な繁殖防止

## 2 北海道における動物愛護の現状と課題

現状

- 飼育放棄等による犬猫の引取り  
年間 約5,400頭 (うち、約2割が殺処分)
- 犬猫の放し飼い・放浪・糞尿等の苦情  
年間 約360件 ※ 各(総合)振興局受理分

課題

- ★ 飼い主責務の普及啓発
- ★ 飼育モラルの向上

## 3 動物愛護推進員制度

